

写

様式第5号（第6条関係）

審査結果報告書

令和3年12月 2日

姫路市議会議長

萩原 唯典 様

姫路市議会議員政治倫理審査会

会長 川島 淳良

姫路市議会議員政治倫理条例第13条の規定に基づき、令和3年10月1日付で審査請求があった件について、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員

三木 和成 議員

2 審査の結果

審査会は、審査請求のあった審査対象議員による行為が、姫路市議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反しているものと確認した。また、審査対象議員に政治的又は道義的に重大な責任があると認め、「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。

詳細は、別紙のとおりである。

別 紙

1 審査会の設置

令和3年10月1日、議員8名（宮下和也議員、阿山正人議員、山口悟議員、重田一政議員、小林由朗議員、有馬剛朗議員、東影昭議員、酒上太造議員）の連署をもって姫路市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第4条の規定に基づき審査請求書が提出された。

萩原唯典議長は、政治倫理条例に基づく審査請求があつたことを令和3年10月4日の議会運営委員会で報告し、10月5日に姫路市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、議員7名を審査会の委員（以下「委員」という。）に指名の上、当該事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は、次のとおりである。

八木 隆次郎 議員
梅木 百樹 議員
坂本 学 議員
森 由紀子 議員
牧野 圭輔 議員
川島 淳良 議員
汐田 浩二 議員

2 審査の目的

令和3年9月28日付で姫路市職員倫理審査会から答申のあった三木和成議員の不当要求行為に該当する行為があつたと判断された答申書に記載されている「市執行部に対する調査により提出を受けた回答書を市議会議員活動のために使用せず、特定の民間事業者に交付する目的で使用したこと。」が、政治倫理条例第3条第1項第1号に掲げる「市又は本市行政と密接な関連のある法人で、議長が別に定める法人が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるような働きかけをしな

いこと。」及び第4号に掲げる「市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」の政治倫理基準に違反するか否かについて審査したものである。

3 審査の経過

【初審査会（第1回審査会）】

令和3年10月5日、議長、副議長、委員全員の出席により開催した。

冒頭、議長あいさつの後、委員の指名が行われ、政治倫理条例第6条第4項の規定により、審査会の会長に川島淳良議員、副会長に汐田浩二議員が互選された。その後、審査請求書の内容を確認し、審査の請求の適否、審査会の役割と機能及び今後の進め方について協議した。また、今後の審査に必要となる資料を市当局に提供依頼することを確認した。

【第2回審査会】

令和3年10月19日、委員全員の出席により開催した。

三木和成議員の不当要求行為に認定された一連の資料が市当局から提供され、資料の説明を受けた後、質疑を行った。

◆市当局から提供された資料は、以下のとおりである。

- ・不当要求行為等に係る記録票兼報告書（令和3年1月27日分）
- ・不当要求行為等に係る記録票兼報告書（令和3年2月16日分）
- ・反訳書（令和3年1月27日分）
- ・市長あて文書（令和3年2月12日付）

◆市当局からの説明の概要は、以下のとおりである。

- ・不当要求行為等のおそれとして職員倫理課に提出した不当要求行為等に係る記録票兼報告書が令和3年1月27日分と令和3年2月16日の2件あり、反訳書（令和3年1月27日分）が1月27日の要望等の内容を確認する電

話での会話を反訳書として文字におこしたものである。

- ・市長あて文書（令和3年2月12日付）が、三木和成議員の調査事項及び市当局からの回答書が添付された事業者から提出された要望書を抜粋したものである。

◆委員からの質問と市当局の回答は、以下のとおりである。

- ・「資料について、事業の種類が分からないように、イベントが何であるかもわからないようにしてある。事業者など、いわゆる個人情報に関わることは仕方ないと思うが、そこまでの配慮が必要なのか」との質問に対し、「狭い業界であるため、時期や会場が特定されることで個人が特定されてしまう恐れがある」との回答であった。
- ・「1月27日の報告書が3月31日に提出された。なぜそれだけ時間がかかったのか」との質問に対し、「令和2年度分として年度末にまとめて報告している」との回答であった。
- ・「不当要求行為のおそれと判断された案件が、職員倫理課でチェックを受けて、おそれではなく不当要求行為ではないかとなった。その理解でいいのか」との質問に対し、「3月31日に職員倫理課に提出した際に、具体的に行行為内容を書くように指導を受けた。また、他にも同様の事例がなかったのか確認するよう指示を受け、2月16日の事案について当時のメモを担当職員に確認し調書を作成した」との回答であった。

◆委員から出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・調査事項に対する回答は公文書であるため、事業者が要望書に公文書をそのまま添付したのは問題ではないか。

◆委員から市当局へ新たに提供を依頼した資料は、以下のとおりである。

- ・三木議員の不当要求行為に関する経緯を時系列にまとめた資料
- ・令和3年2月16日に三木和成議員が文化国際課に電話で要求した2月15

日の市長との面談内容のメモ

- ・令和3年2月15日の市長との面談時の音声を文字におこした資料

- ◆委員からその他に出た意見は、以下のとおりである。

- ・議会の内部組織である審査会には調査権がなく、黒塗りされた資料では審議に影響があるため、権限の付与について改善を行うべきである。

【第3回審査会】

令和3年11月10日、委員全員の出席により開催した。

第2回審査会において委員より請求のあった追加資料を確認した。その後、事業者が不利益を被らないことを目的とし、政治倫理条例第7条第6項に基づき全会一致で会議を非公開とした。

政治倫理条例第12条に基づき三木和成議員から配付された弁明資料をもとに、弁明を受けた後、政治倫理条例第9条に基づき三木和成議員に意見聴取を行った。

- ◆市当局から提供された資料は、以下のとおりである。

- ・三木議員の不当要求行為に関する経緯を時系列にまとめた資料
- ・市長面談メモ（令和3年2月15日分）
- ・反訳書（令和3年2月15日 市長との面談記録）

- ◆市当局から提供された資料について委員から出た主な意見等は、以下のとおりである。

- ・「1月27日の不当要求行為等に係る記録票兼報告書が発生2日後に作成され、3月31日に職員倫理課へ提出されている。不当要求行為や不当要求行為のおそれに関する報告は、できるだけ速やかに職員倫理課に報告することになっているが、なぜ1ヶ月以上も経ってから職員倫理課に提出されることになったのか」との質問に対し、

「職員倫理課への報告については、四半期ごとの集計でまとめて報告すると認識していたため、3月31日に提出した」との回答であった。

- ・ 2月16日の不当要求行為等に係る記録票兼報告書については音声データがなくメモ書きや記憶をもとに作成され、4月27日に提出されている。提出までかなり時間がかかっているため、客観性、信憑性に欠ける。

◆三木和成議員による弁明は、以下のとおりである。

- ・ 市は、事業者が企画した有料イベントを挟む形で無料イベントを公表した。事業者は、同じ会場でイベントを実施することが民業圧迫で、無料イベントそのものが不当廉売に該当するのではないかと市に苦情を申し入れた。しかし聞き入れてもらえなかつたため、私に連絡があり、事業者に出向いて事情を聴いたところ、おかしいと思ったので市担当者に電話を入れた。
- ・ 2月15日に市長と事業者と関係局長が同席して面談している。2月16日に事業者から私に面談があった。市のイベントは中止の方向であると聞き、私自身はいろいろ揉めた結果、一件落着かと思っていた。市長は無料のコンサートは配慮がなく申し訳なかつたと弁明もされている。事業者は謝罪の言葉も感じられたようである。
- ・ 2月16日に市に2月15日の市長と事業者が面談したメモが欲しいと電話で連絡した。市担当者とこの度の案件について電話したのは、1月27日と2月16日の2回だけである。市担当者をよく知っているが、会って話をしたことはない。

◆委員からの意見聴取の主な内容と三木和成議員の回答は、以下のとおりである。

[政治倫理基準違反の存否に関するこことについて]

- ・ 「事業者から要望を受け、その内容について調査した結果を事業者に回答し、事業者はその回答を利用して市長に要望したことについて、何らかの便宜を図ったとされているが、その経緯は」との質問に対し、「事業者から相談を受け、市の事業の進め方に民業圧迫とか不当廉売といった問題があると思い、開催時期をずらすとか、補助金を出すとか、やり方はいろいろあるのではないかと提案した。その上で、日程が迫っていたので、じっくりと検討する時間もなく、何とかならないかという気持ちで調

査をかけた。横流しとの指摘であるが、議会でこの件について質問しようと思いつき調査したつもりである。そこは本当に申し訳なく思っている。」との回答であった。

- ・「この度の市と事業者のイベントは、開催日がずれており内容も違うのに、なぜ民業圧迫と考えたのか」との質問に対し、「業界の内実の詳しいことはわからない。事業者と市の担当者から聞いただけなので、的確に答えることができない」との回答であった。
- ・「調査により受け取った回答書を特定の事業者に渡し、その事業者がそれを添付して市に要望していることが、市議としての正当な権利行使を装った特定の事業者への便宜供与ではないかということだが、自身の認識はどうか」との質問に対し、「後日、議会で質問したいとの思いで調査した。ただ、回答書を事業者に渡したこととは不注意だった」との回答であった。
- ・「特定の事業者に対して有利に働くようなことをしたという認識はあるのか」という質問に対し、「全くない。たまたま今回の件がこの事業者であって、他から依頼があってもサポートしていると思う」との回答であった。
- ・「事業者を守ろうとして回答書を渡したのか」との質問に対し、「穩便に事業ができるようにとの思いである。事業者に渡したことは安易すぎたと反省している」との回答であった。

[市が不当要求行為に認定した言動に関するについて]

- ・「1月27日の事案は資料のとおりであると自身も理解されているのか」との質問に対し、「音声データがある以上反論できない。それは事実である」との回答であった。
- ・「2月16日の電話で首を洗つとんやろうなという表現について記憶はあるのか」という質問に対し、「言っているかもしれない」との回答であった。

- ・「次の議会でちょっと言わなあかんというのはどのような意味か」との質問に対し、「どういう質問か当時は考えていなかつたが、問題提起をしないといけないと思っていた」との回答であった。
- ・「あんたは市長に怒られたやろ。首を洗つとるんやろうな。との発言は世間的に通るのか」との質問に対し、「本当に弁解の余地がない。前後のやりとりがあったからかもしれない。十分反省している」との回答であった。
- ・「意図をもって荒い言葉を使われたのか」との質問に対し、「事業のやり方について、もう少し突っ込んだ議論をすればよかつたが、日ちがない中で、早くできないかと注文をつけたと思う」との回答であった。
- ・「この度の一連のやり取りは、自身に非はないという考え方」との質問に対し、「もう少し課長や局長、事業者を交えて円満に話し合いを持つべきであったとの反省はある」との回答であった。
- ・「現在、議会で議員の不当要求行為が問題となっている中で、この度の発言が不当要求行為にあたるとの認識はあったのか」との質問に対し、「そうした認識は全くなかった。言葉が荒かったという反省はある」との回答であった。
- ・「市が不当要求行為に認定したことについて不本意であると考えているのか」との質問に対し、「今は、その認識である」との回答であった。

【第4回審査会】

令和3年11月19日、委員全員の出席により開催した。

三木和成議員から弁明資料の提出があったため、資料の受領を確認した。その後、事業者が不利益を被らないことを目的とし、政治倫理条例第7条第6項に基

づき全会一致で会議を一部非公開とした。

弁明資料を確認した後、政治倫理基準に違反する行為の存否について、委員全員から意見を求めた。

その結果、政治倫理基準に違反する行為があったとする委員は4名（会長を除く）であり、審査会として三木和成議員の行為は、政治倫理基準（政治倫理条例第3条第1項第1号「市又は本市行政と密接な関連のある法人で、議長が別に定める法人が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市等が締結する請負その他の契約に関し、特定のものに有利又は不利となるような働きかけをしないこと。」及び第4号「市民全体の代表者としてその品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」）に違反していることが確認された。

続いて、三木議員に対する議会がとるべき対応について、委員全員から意見を求めた。

その結果、政治倫理条例第7条第5項に定める議会の措置について、審査会は全委員7名中6名の賛成により「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。

◆政治倫理基準違反の存否について、委員から出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・ 政治倫理条例を理解できておらず、守られていない。不用意であっても便宜供与にあたり基準に反する。
- ・ イベントを中止させようとした経緯も踏まえ判断すると、違反する。
- ・ 調査資料を提供したことだけを捉えると違反していないが、一連としてとらえると違反している。
- ・ 不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしたことが基準違反である。
- ・ 資料がどのように使われるか予め類推されるにも関わらず提供している。
- ・ 事業者から電話を受け、すぐに調査事項を作成し、回答を受けてすぐに返した。回答内容を次の質問に使おうと弁明されていたが、事業者から話を聞いてすぐに調査事項を作成したタイミングに問題がある。

- ・不適切ではあったが、完全に反していると断言できない。書類により提供できるかできないかの判断は難しい。違反しているとまではいかない。
- ・批判されるべきことであるのは認めざるを得ないが、調査書類をどこまで提供できるのか、可能なものと不可能なものの判断基準が明確ではない。

◆三木議員に対する議会がとるべき措置について、委員から出た主な意見は、以下のとおりである。

- ・条例冒頭にある「市民の厳粛な負託を受けた」という言葉を最重要視すべきである。議員は、市民の負託を受けた日から何かあれば一発アウトとなる覚悟をもって肝に銘じてやっていくべきである。
- ・弁明にも反省がなく、市民の負託を飛び越えている。
- ・議員辞職勧告に基準はないが、議員は議員としての高い倫理観が求められており、弁解の余地はない。
- ・他の不当要求行為事案と比較すれば、実害はなく件数も異なるが、重い軽い、多い少ないではない。音声もあり、してはいけないことをしたという自覚がないことははっきりしている。
- ・警告の機会があつてしかるべきという認識であり、議長からの厳重注意とするべきである。

◆委員からその他に出た意見は、以下のとおりである。

- ・1月27日の不当要求行為等に係る記録票兼報告書の事務処理について、職員の不手際が認められる。
- ・2月16日の不当要求行為等に係る記録票兼報告書が後から提出されている。不当要求行為や不当要求行為のおそれは速やかに職員倫理課に報告するルールになっているが、できていないのに議員を脅かすことになっていることについて、会長から市当局への働きかけをお願いしたい。
- ・市当局と議会との関係について、不備、不明瞭なところが多い。今後、市当局と議会との協議会等で不明瞭な点を整理していく必要がある。
- ・調査のあり方に何らかの対策が必要である。

【第5回審査会】

令和3年12月2日、委員全員の出席により開催した。

審査結果報告書案を確認し、全会一致で承認した。